

令和2年度伊賀市の教育行政評価について 【2019(平成31)年度実施事業】

1. 教育委員会の点検・評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」に基づき、本市が取り組んでいる教育行政について、評価を行い公表するとともに、今後の課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図る。

2. 点検評価の実施方法

【1次評価】（内部評価）

伊賀市教育委員会が策定した2019(平成31)年度伊賀市教育委員会教育方針に掲げた事務事業のうち、経常業務、法令で定められ裁量の余地がない事業、小規模な事業を除いた事業について事務事業評価に基づき、各所属長が必要性、有効性、効率性の点から点検及び評価を行い、事業の方向性を定めた。（評価対象事業数：42事業）

教育行政評価事業数

担当課	教育総務課	学校教育課 (給食センター)	生涯学習課	公民館
事業数	5	13	9	1
担当課	教育集会所	文化財課	図書館	計
事業数	2	5	7	42

【2次評価】（伊賀市教育行政評価委員による評価）

1次評価を取りまとめた評価表が正しく評価されているかを所属長のヒヤリングを実施し、課題や事業の改善に関する提案等を行う。（教育行政評価委員会：3回開催）